

2020年7月10日

Contents

**I Lawyer's Eye**

「サイバーセキュリティ審査弁法」のインパクト

弁護士 若林 耕  
中国弁護士 胡 絢静

**II 中国法令アップデート**

- ・中華人民共和国エネルギー法(意見募集稿)
- ・国家外貨管理局による外貨管理の最適化及び渉外業務発展の支援に関する通知
- ・企業名称登記管理実施弁法(意見募集稿)
- ・「浦東新区、中国(上海)自由貿易試験区及び臨港新片区における企業名称登記告知承諾制のパイロット実施に関する意見」についての公開意見募集に関する通知
- ・外商投資企業授權登記管理弁法(意見募集稿)
- ・最高人民法院による知的財産権の司法的保護の全面強化に関する意見
- ・2020-2021年「知的財産権保護の強化に関する意見」の実施徹底についての推進計画
- ・新エネルギー車の自動車購入税徴収免除に係る政策に関する公告
- ・上海市の外資の安定化に関する24条の新措置の推進に関する書簡
- ・特許の授權及び権利確認の行政案件の審理における若干問題に関する規定(一)(意見募集稿)
- ・最高人民法院による新型コロナウイルス肺炎に係る執行案件の法に則った妥当な処理における若干問題に関する指導意見
- ・最高人民法院による破産案件を法により効率よく審理できるよう推進することに関する意見
- ・最高人民法院による新型コロナウイルスに関連する民事事件の合法・適切審理における若干問題に関する指導意見(二)
- ・中華人民共和国著作権法改正案(草案)
- ・外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)
- ・自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

**III 台湾法令アップデート**

- ・「税務調査徴収法」の改正
- ・「証券取引法」の改正

- ・「証券投資者及び先物取引者保護法」の改正
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する実聯制措置ガイドライン」の制定
- ・「労働基準法」の改正

#### IV 中国万感

新型コロナ収束後の日々

北京オフィス顧問 李 彬

## I Lawyer's Eye

弁護士 若林 耕  
中国弁護士 胡 絢静

### 「サイバーセキュリティ審査弁法」のインパクト

中国においては、重要情報インフラを運営する者（以下「重要情報インフラ運営者」という。）が「ネットワーク製品とサービス」を仕入れる際に、ネットワーク製品とサービスの使用によって生じる国家安全リスクについて、「国家安全審査」を受ける必要がある<sup>1</sup>。去る4月13日付けで公布された「サイバーセキュリティ審査弁法」<sup>2</sup>は、当該国家安全審査制度の具体的手続（以下「国家安全審査」という。）を定めるものである。

サイバーセキュリティ法及び本弁法によれば、国家安全審査の届出義務者はあくまでも「重要情報インフラ運営者」である。「重要情報インフラ運営者」の範囲・該当性について、現時点でも明確でない部分は残るが、日本の「サイバーセキュリティ戦略」上の「重要インフラ事業者等」と概ね同様のイメージと思われる。そのため、外国企業の中国現地法人（外商投資企業）は、特別なケースを除けば、「重要情報インフラ運営者」に該当するとされるケースは実務的には少ないと思われる。

一方で、外国企業としては、サプライヤー側として「重要情報インフラの運営者」に対して製品供給していることは多いと思われ、今後は国家安全審査が「ネットワーク製品とサービス」の調達取引に影響する可能性がある。国家安全審査の結果次第では製品供給ができなくなる可能性があり、また審査過程において当局から製品の情報開示を求められる場合もあり得る点に留意が必要となる。

#### 国家安全審査が必要な場合

重要情報インフラ運営者がネットワーク製品とサービスを仕入れる際に、ネットワーク製品とサービスの使用によって生じる国家安全リスクについて、国家安全審査を受ける必要がある。

重要情報インフラとは、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等の重要な産業及び分野の、並びに機能の破壊、喪失又はデータの漏洩が生じた場合に国の安全、国民経済と民生、公共の利益に重大な危害を与える情報インフラを指す<sup>3</sup>。重要情報インフラを運営する者が重要情報インフラ運営者になるが、所管部署が今後個別に指定することになる<sup>4</sup>。典型的には、電信、放送、エネルギー、交通、郵政、水利、应急管理、衛星健康、社会保障、国防等の産業分野において重要なネットワークや情報システムを運営する事業者が該当すると思われる<sup>5</sup>。上記の通り、日本の「サイバーセキュリティ戦略」上の「重要インフラ事業者等」に概ね重なると思われる。

「ネットワーク製品とサービス」とは、コアネットワーク機器、高性能コンピューターとサーバー、大容量メモリ設備、大型データベースとアプリケーションソフトウェア、ネットワーク安全設備、クラウドコンピューティングサービス、その他重要情報インフラの安全に重大な影響を与えるネットワーク製品とサービスを指す<sup>6</sup>。

基本的に、重要情報インフラ運営者が義務主体として個別の「ネットワーク製品とサービス」につき審査の必要性

<sup>1</sup> サイバーセキュリティ法 35 条

<sup>2</sup> 国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会等 12 部署が共同で公布、2020 年 6 月 1 日より施行

<sup>3</sup> サイバーセキュリティ法 31 条

<sup>4</sup> 本弁法 20 条 1 項

<sup>5</sup> 本弁法の管轄部署にあたる国家ネットワーク情報弁公室が 2020 年 5 月 7 日付けで開催した記者会見に同趣旨の発言があった

<sup>6</sup> 本弁法 20 条 2 項

を判断することになる。現時点で、「ネットワーク製品とサービス」の範囲は一義的に明確ではなく、また審査実務もまだ固まっていない段階であるため、サプライヤーとしては、積極的に最新の情報収集を行うとともに、ビジネス上適切なルートを通じる等して国家安全審査の影響につき個別的な確認を行っておくことが安全と思われる。

## **審査の概要**

### **(1) 審査のタイミング**

重要情報インフラ運営者が実際に製品やサービスを使用する前に、「届出」を行う必要がある。具体的には、重要情報インフラ運営者が、当該ネット製品とサービスの使用によって生じうる国家安全リスクを自ら予め評価を行い(自己安全評価)、その結果としてリスクがあると判断した場合には当局に対して「届出」を行うというステップとなる<sup>7</sup>。

### **(2) 所要時間**

重要情報インフラ運営者からの自己安全評価資料等を含む届出資料を受領後、当局はまず 10 営業日以内に審査の要否を判断して当事者に通知する。審査が必要と判断した場合は、通常は 45 営業日以内、複雑な案件は 90 営業日以上、審査に要する可能性がある。審査は国家安全審査弁公室が主導するが、案件によって複数の部署が関与する可能性がある。

### **(3) 国家安全リスクの評価要素**

具体的なネットワーク製品やサービスの国家安全リスクを評価するにあたって、主に以下の要素が考慮される。

- ① ネットワーク製品やサービスの使用によって重要情報インフラが破壊や妨害を受けるリスク、重要データが盗取、漏洩又は毀損されるリスク
- ② ネットワーク製品やサービスの供給中断によって重要情報インフラの業務の連続性が影響を受ける可能性
- ③ ネットワーク製品やサービスの安全性、開放性、透明性、出所の多様性、供給ルートの信頼性、政治・外交・貿易等により供給が中断されるリスク

評価要素としてはごく一般的ではあるが、政治、外交上の要素も考慮されるとされており、実際の審査においては主観的、裁量的、政治的な判断がなされる可能性は否定できない。また、国家安全審査を通じて、実務上、中国において外国の「ネットワーク製品とサービス」の淘汰が進んでいく契機となり得るかもしれない。今後、審査実務のより具体的なガイドライン等も公表される可能性があり、実務動向等も注視していく必要がある。

## **サプライヤーに対するその他のインパクト**

国家安全審査によって、サプライヤーにとって実務的に以下のインパクトがあると考えられる。

まず、(重要情報インフラ運営者向けの)供給契約において、サプライヤーの誓約事項として、一定の禁止事項を定めなければならないとされている。具体的には、(1)製品・サービスの提供を通じてユーザーのデータを違法に取得、(2)ユーザーの設備を違法に制御・操作、及び(3)正当な理由なく製品供給もしくは必要な技術サポートを中断することである<sup>8</sup>。サプライヤーとしては、取引条件等においてこれらの要求を受ける可能性がある。

次に、重要情報インフラ運営者が本弁法に違反して審査を受けずに製品やサービスを受けた場合は、当局より

<sup>7</sup> なお、重要情報インフラ運営者が届出不要と判断したにもかかわらず、国家ネットワーク情報弁公室、発展改革委員会等の部署が国家安全リスクの懸念があると思う場合は、審査を開始することができる(本弁法 15 条)。そのため、当事者間での契約締結後において国家安全審査の手続が問題となるケースも考えられる。

<sup>8</sup> 本弁法 6 条

かかる製品の使用停止を命じられる可能性がある<sup>9</sup>。そのため、既存の取引であってもその影響(リスク)を受ける場合も考えられる。

また、当局の審査の過程等において、供給製品やサービス営業秘密や技術情報等の開示を求められることがあり得る。

以上

---

<sup>9</sup> サイバーセキュリティ法 65 条

## II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 屠 錦寧
弁護士 尾関 麻帆	中国弁護士 李 芸
弁護士 岩井久美子	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 藤本 博之	北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 徳山 剛史	上海オフィス顧問 繆 媛媛
	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

### 最新中国法令の解説

#### 中華人民共和国エネルギー法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、中国のエネルギー政策の基本的な方針を示すものであり、エネルギーの安全の保障、良質なエネルギーの構成、エネルギー効率の向上、高効率エネルギーの発展促進等を目的として制定されたものである。本意見募集稿においては、化石エネルギーの効率的な利用と低炭素化の推進、非化石エネルギーの利用の促進、再生可能エネルギーの割合の増加及び奨励政策、開発の奨励、特に安全かつ高効率な核エネルギーの利用を推進することが規定されている。その他、人民政府によるインフラ設備開発の支援を行う旨の規定、特にエネルギーを利用している重点企業の情報公開及び環境保護基準に達していない企業等に対する監査義務などの管理監督に関する規定や、同法に違反した企業等に対する罰則(罰金、公表等)も置かれている。

2020年4月10日公布

(意見募集期間:2020年4月10日~5月9日)

[原文] [中华人民共和国能源法\(征求意见稿\)](#)

#### <外貨管理規制>

##### 国家外貨管理局による外貨管理の最適化及び渉外業務発展の支援に関する通知

[ポイント] 本通知では、銀行の外貨管理業務の最適化、サービス方式の改善を図ることにより、クロスボーダー取引及び投資のレベルを向上させるために、様々な方策指針が記載されている。具体的には、資本金支払いが現行規定に従う場合の真実性の証明資料提出の免除、電子データに基づく外貨業務処理の推奨等の合計8つの方針が示されている。本通知に基づき、銀行の外貨管理及び渉外業務が簡素化、迅速化されることが期待される。

2020年4月10日公布

[原文] [国家外汇管理局关于优化外汇管理 支持涉外业务发展的通知](#)

#### <企業名称の管理>

##### 企業名称登記管理実施弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、企業名称登記手続きにおいて、従前採られていた事前審査制から自主申告制に変更すること、その他企業名称の規制緩和などを規定しており、中国における新会社設立を目指す企業にとってはとても大きな意味を有するものである。特に着目すべきは、本意見募集稿においては①企業は、事前審査を経ることなく、企業名称審査システムに企業名称を申請後、当該システムによる照会・比較対照・フィルタリングの上で候補とされた企業名称から選ぶことができること(本意見 18 条)、②企業名称の譲渡又は授權使用に関する

る詳細な手続き(本意見 23 条)が定められている。①については、事前審査制が廃止された後は企業名称登記を行う企業は、自己責任として登録する企業名称が第三者の権利を侵害しないかを確認することが求められ、また実際にそのような訴えを第三者から受ける可能性をリスクとして承知しておく必要があることを意味する。一方で、②については、今までは、企業名称管理登記規定(2012 年修正)において定められてはいたものの詳細を欠くため実際にはあまり活用されてこなかった企業名称の譲渡・授權使用制度の活用が期待され、日本での企業名称と同一又は似た企業名称の中国における使用を目指していた多くの日系企業においては、今までは使用を諦めざるをえなかったケースでも、今後は同制度が一つの突破口ともなり得ることを示唆している。本意見募集稿に基づく正式な法令発表に注視したい。

2020 年 4 月 28 日発表

(意見募集期間:5 月 29 日まで)

[原文] [企業名称登記管理实施办法（征求意见稿）](#)

### 「浦東新区、中国(上海)自由貿易試験区及び臨港新片区における企業名称登記告知承諾制のパイロット実施に関する意見」についての公開意見募集に関する通知

[ポイント] 本通知は、浦東新区、中国(上海)自由貿易試験区及び臨港新片区における企業名称登記手続きについて、①新規会社設立のオンラインプラットフォーム「一窗通」の手続き前に、企業名称予約手続きが必要であった従前の運用から、企業名称についても「一窗通」で企業名称を自主申告させる方法に変更すること、②従前は申請された企業名称について第三者の権利侵害の可能性の有無を踏まえた事前審査を行っていたが、今後は企業名称審査システムによる紹介・比較対照・フィルタリングの結果、当該企業名称使用による第三者の権利侵害結果のリスクを告知し、当該リスクを負うことに申請者が承諾した場合には、その後当局は個別審査をすることなく自主審査のみで企業名称登記を完成させる方法(企業名称登記告知承諾制)をとること、③登記された企業名称により権利侵害を受けたと考える権利者は、人民法院に訴訟を提起するか又は登記機関に行政裁決を求めることができるとする救済手段があることを明らかにした。本通知は、浦東新区、中国(上海)自由貿易試験区及び臨港新片区における企業名称登記手続きについて、事前規制から事後規制へと、自己責任の下更なる自由化を進めるものである。

本通知は 2020 年 4 月 30 日に施行され、2022 年 4 月 29 日まで有効であるとされている。

2020 年 4 月 29 日公布、2020 年 4 月 30 日施行

[原文] [关于对《关于在浦东新区、中国（上海）自由贸易试验区和临港新片区试点开展企业名称登记告知承诺制的意见》公开征求意见的通知](#)

### 外商投資企業授權登記管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は本年 1 月 1 日に施行された外商投資法、外商投資法実施条例を受け、外商投資企業及びその分公司等に関する企業登記手続きの主管機関の取り扱いを明らかにするものである。本意見募集稿は原則として、外商投資企業の企業登記手続きの管轄を国家市場監督管理局総局又はその授權を受けた地方市場監督管理局とすることを明らかにした上で、授權を受けることができる地方市場監督管理局の条件、授權範囲等を明らかにしている。本意見募集稿によると、2003 年 2 月 1 日に施行され外商投資企業登記管理弁法は本年 7 月 1 日に、本管理弁法の施行を受けて廃止されるとされている。

2020 年 4 月 15 日公布、2020 年 7 月 1 日施行

(意見募集期間:2020 年 4 月 15 日～5 月 14 日)

[原文] [外商投资企业授权登记管理办法（征求意见稿）](#)

### ＜知財保護に関する政策規定＞

#### 最高人民法院による知的財産権の司法的保護の全面強化に関する意見

[ポイント] 本意見は、最高人民法院が、国务院の公布した「知的財産権裁判分野の改革・革新強化の若干問題に関する意見」、「知的財産権保護の強化に関する意見」に応じて、知的財産権に係る司法保護の水準を向上させるための措置を定めるものである。

本意見は、主に、各種の知財権保護への取組み、紛争解決の低コスト化・迅速化、裁判の専門化の推進、損害賠償の高額化、判決執行の実効性の確保、法執行機関の連携等の手段を通じて、より一層知的財産権保護の水準を引き上げることを打出している。

2020年4月15日公布、同日施行

[原文] [最高人民法院关于全面加强知识产权司法保护的意见](#)

#### 2020-2021年「知的財産権保護の強化に関する意見」の実施徹底についての推進計画

[ポイント] 本計画は、中国知識産権局(CNIPA)が、国务院の公布した「知的財産権保護の強化に関する意見」の実施を推進するために、制定した2020-2021年の計画である。

本計画によれば、2020-2021年、CNIPAは、知財に関する法令の改訂、行政ルート及び司法ルートによる知財権保護の強化、知財権保護のメカニズムの整備、知財権の迅速保護、知財権保護の対外交流と連携の拡大、知財権保護のリソースの強化、知財権保護の宣伝及び文化建設の推進、知財権保護仕組みの保障という8分野において133項目の方策を推進して知財権保護強化の実現を図る。

2020年4月20日公布、同日施行

[原文] [2020—2021年贯彻落实《关于强化知识产权保护的意见》推进计划](#)

#### 新エネルギー車の自動車購入税徴収免除に係る政策に関する公告

[ポイント] 本公告は、新エネルギー車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を指す。)の自動車購入税を免除する措置について、2017年12月26日付「新エネルギー車の自動車購入税徴収免除に係る政策に関する公告」により、2018年から2020年までの措置としていたものを2021年から2022年までの措置として延長するものである。上記の免税対象となる新エネルギー車は「自動車購入税の徴収を免除する新エネルギー車車種目録」(目録)に記載されている車種であり、2020年12月31日までに目録に入っている車種については、引き続き免税措置を受けることができる。中国においては、新エネルギー車が新車販売に占める割合を2025年までに25%に、2035年までに60%に引き上げるという目標を2019年12月3日に発表しており、今後ますます新エネルギー車の製造販売が推進されていくと考えられる。

2020年4月16日公布、2021年1月1日施行

[原文] [关于新能源汽车免征车辆购置税有关政策的公告](#)

#### 上海市の外資の安定化に関する24条の新措置の推進に関する書簡

[ポイント] 本書簡は、2020年4月8日に上海市が実施した外資企業による事業活動及び投資の促進に関する24条の新措置について、他の地域に対して参考にすべき旨が記載されている。上海市が実施した24条の新措置には、外商投資に解放された業務を率先して実施させること、外商投資の促進に関する部門横断の統一的な体制を構築すること、投資促進活動を行うこと、外資系企業による人材の確保を支持すること、居留許可の単一窓口処理手順を構築すること等の24項目が、担当部門明記のうえで、示されている。各省においても今後どのような施策が行われるのかが注目される。

2020年4月21日公布

[原文] [关于推广上海市24条稳外资新措施的函](#)



### 特許の授権及び権利確認の行政案件の審理における若干問題に関する規定(一)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、特許出願拒絶査定及び無効審判の審決を不服として提起する審決取消訴訟の審理について定めるものであり、2018年6月1日の意見募集に続き2回目の意見募集となる。

前回の意見募集稿からの変化点は、主に、クレーム解釈の基準の確定(第3条)、機能的クレームの定義及び機能的クレームの例外の追記(第10条)、特許審査ガイドラインに定めている進歩性判断における動機付けの判断基準と重複する規定の削除、裁判所による進歩性の認定が可能となる事由の明確化(第15条第2項)などが挙げられる。

(意見募集期間:2020年4月28日~6月15日)

[原文] [关于审理专利授权确权行政案件若干问题的规定\(一\)\(征求意见稿\)](#)

### 最高人民法院による新型コロナウイルス肺炎に係る執行案件の法に則った妥当な処理における若干問題に関する指導意見

[ポイント] 本司法意見では、強制執行手続において執行権者・被執行者が新型コロナウイルスによる影響を受けている場合に、当事者の利害を調整する各措置が規定されている。具体的には、強制執行の時効期間の完成する最後6ヶ月内に新型コロナウイルス又は防疫措置の影響で請求権が行使できなかった場合には、執行時効が中止されること、新型コロナウイルスの影響により生活が困窮した被執行者の財産に対する強制執行に際しては最も影響の小さい財産・執行方式等を選択すべきこと、競売時期は財産価値を最大化できる時期とすること、家賃や利息の減免措置、オンラインでの立案や和解等のオンライン執行手続の利用を促進すべきこと等が規定されている。

2020年5月13日公布、2020年5月13日施行

[原文] [最高人民法院关于依法妥善办理涉新冠肺炎疫情执行案件若干问题的指导意见](#)

### 最高人民法院による破産案件を法により効率よく審理できるよう推進することに関する意見

[ポイント] 本意見は、最高人民法院は、中国の倒産基本法である企業破産法に関する司法解釈(一)ないし(三)に続き、倒産審理の効率を高めることによって倒産手続のコストの削減を図ろうとするものである。本意見によれば、倒産開始審査において債務者に直接に通知できず、公告を行う場合には60日の公告期間完了を待つ必要がなく公告時をもって通知完了とすることができるようになった。また、人民法院は、自らの案件登録システムを管財人による倒産債務者の財産の調査のために便利を提供するとされている。倒産財産の管財人への移行を確保するために、人民法院が移行の内容及び期限について決定を行い、これを履行しない債務者に対して強制措置を取ることができる。また、本意見は、債権者会議の開催・議決の効率を促進するための方法や、一定の条件を満たした倒産事件に関する簡易手続の適用及びその内容を定めている。最後に、債務者の法定代表者その他の倒産手続に協力する義務を負うものによる違法行為に関する身柄拘束等の強制措置を充実させ、債務者の債務逃避行為を予防・阻止するために、管財人が取消権、取戻権及び損害賠償請求権等を行使し、関係者の民事責任を追及するほか、倒産法に犯罪の疑いがあるものについて警察等の関連部署への移送すべきであることを明記している。

2020年4月15日公布、2020年4月15日施行

[原文] [最高人民法院关于推进破产案件依法高效审理的意见](#)

### 最高人民法院による新型コロナウイルスに関連する民事事件の合法・適切審理における若干問題に関する指導意見(二)

[ポイント] 本意見は、新型コロナウイルス感染症の影響がある契約事件、金融事件及び倒産事件の審理に関するルールを定めるものであり、倒産事件の審理について倒産回避の方針及び再建型倒産手続による企業救済の機能を強調している。人民法院は早期の企業救済を図るために、新型コロナウイルス感染症の流行又はそ

の拡大防止措置の影響を受けて債務危機に陥った企業に対して倒産原因の解消措置を採択するよう積極的に誘導し、または私的整理手続によって債務危機を解消するよう誘導するものとし、倒産手続の執行中止、保全解除等の制度による企業価値の維持を目的とした執行事件から倒産事件への移行や再建型倒産手続の活用を誘導するものとされている。また、新型コロナウイルス感染症の流行期における債務者の義務履行、更生計画案の提出、更生計画の実施等に関する猶予期間を定め、共益債務の融資制度や倒産事件の審理における情報手段の活用推進についても定めている。

2020年5月15日公布、2020年5月15日施行

[原文] [最高人民法院关于依法妥善审理涉新冠肺炎疫情民事案件若干问题的指导意见（二）](#)

### <著作権法の改正案>

#### 中華人民共和国著作権法改正案(草案)

[ポイント] 著作権法は、2010年の最終改正以来複数回草案が提出されているが、今回の草案での主なポイントは次のとおり。ネット動画中継等を念頭に、現行の「映画作品および類似の撮影制作方法により創作された作品」が「視聴作品」と変更され、(明確な定義はないが)より広範な対象が想定されている(2条)。現行法上最初の公表後50年とされている撮影著作物の保護期間を、他の著作物と統一し、公民の場合は死後50年、法人・組織の場合は最初の公表後50年としている(13条)。また、共同著作物について著作権者間で合意できない場合には、共同著作権者は、譲渡、許諾、質権設定以外であれば著作権を単独で行使することができる(収益については分配を要する。9条)。商標権等他の知財権と平仄を合わせて侵害時の責任が強化され、行政過料、民事賠償(5倍の懲罰的賠償を含む)共に増額されているが(26条、27条)、一方で著作権の濫用に対する行政責任も規定されている(24条)。また、著作権集団管理組織について、非営利法人とすること、使用料徴収の基準は原則として組織と代表が協議により確定すること、組織には使用料・管理費の明細の公表と権利情報検索システムの構築が義務付けられることも規定されている(6条)。

2020年5月9日公布

(意見募集期間:2020年5月9日~6月13日)

[原文] [中华人民共和国著作权法修正案（草案）](#)

### <外商投資のネガティブリスト(2020年版)>

#### 外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

[ポイント] 2017年に全国版ネガティブリストが制定されて以来、2018年及び2019年の改正に引き続き、今回は三回目の改正となっている。今回の改正ネガティブリストを見ると、中国政府が引き続き外資規制の緩和、改革開放を推し進めている姿勢が示されている。

2019年版と比較すると、今回の全国ネガティブリストにおける項目数はさらに減少しており、40項目から33項目に減少している。サービス業はさらに開放され、例えば、証券会社、証券投資基金管理会社等の外資比率の制限が撤廃された。また、製造業及び農業の参入基準が低くなっている。製造業においては、例えば商業用自動車製造の外資比率制限が撤廃された。農業の分野では、小麦の新品種の選抜育種及び種子の生産に関しては、中国側の持分支配が必要とされていたが、今回の改正で中国側の出資比率が34%以上であればよいとされた。

2020年6月23日公布、2020年7月23日施行

[原文] [外商投資准入特別管理措施\(负面清单\)\(2020年版\)](#)

#### 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

[ポイント] 全国版ネガティブリストと同様に、自由貿易試験区ネガティブリストも改正され、こちらもさらに開放の姿勢を示している。2019年版と比較すると、ネガティブリストにおける項目数は37項目から30項目に削減され

た。医薬品分野では、外資企業による漢方薬への投資禁止規制が撤廃され、教育分野では、外商独資企業による職業教育機関の設立が認められるようになった。また、自由貿易試験区においては、先行テスト事業は引き続き行われる。

2020年6月23日公布、2020年7月23日施行

[原文] 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2020年版)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

### Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕  
台湾弁護士 吳 曉青  
台湾弁護士 鄭 宇恬

## 最新台湾法令の解説

### <税務>

#### 「税務調査徴収法」の改正

〔ポイント〕本改正で、税金の「担保品」の種類に不動産が追加された。改正前に規定されていた金、指定外貨、上場会社の有価証券、公債などに加え、本改正では、換金しやすく、権利関係に紛争がなく、かつ税額も完納可能な土地又は所有権登記済の建物も含まれるようになった。本改正により、納税義務者はそのニーズに合わせ財産運用でき、政府にとって税金徴収の確保の効果も期待されている。

(2020年5月13日に公布・施行)

〔原文〕[税捐稽徴法](#)

### <証券取引規制>

#### 「証券取引法」の改正

〔ポイント〕本改正により、上場企業は、年次財務報告書を作成する際に、別途主務機関の規定に従い、会社の給与・報酬に関する基本方針、従業員全員の給与及び調整の状況、取締役と監査役の報酬などの関連情報を開示することが義務付けられた。かかる開示義務により、上場会社に合理的な賃金の制定を促し、従業員の低賃金の問題を解決することが目的とされている。

(2020年5月19日に公布・施行)

〔原文〕[證券交易法](#)

#### 「証券投資者及び先物取引者保護法」の改正

〔ポイント〕本改正により、財団法人証券投資者及び先物取引者保護センターとして、投資者保護のために提起できる株主代表訴訟及び取締役・監査役解任訴訟の範囲が、改正前のTWSE、TPEx上場会社から、エマージングマーケット登録会社まで拡大された。また、既に辞任した取締役・監査役に対しても責任追及できることが明文化された。解任判決を受けた取締役・監査役は、判決確定日より3年以内にTWSE、TPEx上場会社、エマージングマーケット登録会社の取締役・監査役に就任してはならないとの規定が追加された。

(2020年6月10日に公布、施行日は行政院が別途定める。)

〔原文〕[證券投資人及期貨交易人保護法](#)

### <新型コロナウイルス感染症関連>

#### 「新型コロナウイルス感染症に対する実聯制措置ガイドライン」の制定

〔ポイント〕新型コロナウイルス感染症の流行収束で各種の活動再開に向かって、中央伝染病コマンドセンターは、本ガイドラインを発表した。本ガイドラインは、「実聯制」の採用を前提に、感染調査が必要な場合、民間企業を含む各機関が直ちに同じ場所に入り出した人と連絡を取れるようにする措置である。「実聯制」とは、感染調査を行う場合、感染者と同じ場所に滞在したことがある人員を特定し、直ちに該当する者への連絡を確保するためのシ

ステムという。

本ガイドラインにおいては、各情報収集者が実聯制措置を実施するにあたって、訪問者・施設利用者の個人情報を収集する際に告知すべき事項(①収集者の名称、②収集目的(防疫)、③収集する個人情報の項目、④個人情報の利用期間(28 日以内)、⑤個人情報の提供先と利用方法(必要に応じて衛生当局に提供する)、⑥個人情報保護法に基づく権利、⑦提供しない場合の影響(入場・活動参加の禁止など))、情報セキュリティの確保、保存期間、保存期間経過後の削除義務などが規定されている。

(2020 年 5 月 22 日に制定、5 月 28 日公布)

[原文] 「COVID-19(武漢肺炎)」防疫新生活運動：実聯制措施指引

### <労働規制>

#### 「労働基準法」の改正

[ポイント]本改正により、雇用主が労働基準法に違反し過料が課された場合、主務機関が公表すべき情報には、改正前の雇用主とその責任者の名前に加え、処分日、違反した条項及び過料金額が追加された。

(2020 年 6 月 10 日に公布・施行)

[原文] 労働基準法



## 中国万感



### 新型コロナ収束後の日々

北京オフィス顧問 李 彬

筆者(中国籍)が本稿を執筆している日(6月8日)、通常の前(2月下旬)より3か月余り遅くなったが、小学校5年生の息子はようやく学校に戻ることができた。筆者は仕事の関係上4月には既に週5日の通常出勤を始めていたが、ここ数か月、子供の在宅学習や家事に多忙を極めていた母親としては、この時に至ってようやく新型コロナウィルスにより乱れていた生活が以前の日常生活に戻りつつあると実感している。

無論、学校再開、職場復帰に加え、その他の日常生活においても新型コロナウィルスの収束に伴い周りが徐々に正常な状態に戻ってきていると感じることは多々ある。本稿では、筆者が現状について深く印象が残っている以下のことについてシェアする。

#### 1. サービス業の回復

新型コロナウィルスの感染拡大により、1月以降、北京市内のレストラン・飲食店、スーパー、薬局、ジム等のサービス業はすべて休業していた。この期間中は、自分で食事を作るしかなかったため、以前は全然キッチンには入らなかった人も専門的な料理を作れるようになったという冗談もできた。3月以降、これらサービス業は徐々に営業を再開し、現時点においてほぼ通常通りの営業を行っている。先週末は家族と一緒に北京市内の人気ショッピングエリア「三里屯」へ行ったが、レストランの外には長い行列ができ、ユニクロ等の一般店舗にも大勢の人が集っており、まさに以前の賑やかな光景と同じものであった。

#### 2. 都市間移動の自由化、観光地の再開

コロナ収束以前は、感染拡大防止のため、北京市を一度出ると、戻ってきた際に政府指定の施設や自宅で集中隔离を受け、又は自主隔離を行う必要があった。また、都市間の移動の際の感染リスクが高かったため、やむを得ない場合を除き、人々はみんな都市間の移動を極力避けていた。今は、海外から戻ってくる場合を除き、隔離は要らなくなった。筆者の家族や友人の中にも5月以降仕事で出張をした人は少なくない。空港、宿泊先での体温計測、移動・滞在歴を監視するアプリへの登録が必要となるが、隔離されることはなくなったので、それほどの不便は感じない。5月末、甘粛省敦煌市にある世界遺産として登録されている観光スポット—莫高窟が再開されたため、筆者は北京市を出て莫高窟へ向かった。移動手段は飛行機であった。乗客はそれほど多くないのではないかと考えていたが、ほぼ満席の状態であった。上記のとおり莫高窟は再開されたが、1日あたりの観光客数は現時点において通常の3分の1に抑えられている。莫高窟のガイドによれば、再開以来、観光客数は徐々に増えているが、以前の同時期と比べまだ大きな差があるという。観光客数に制限があり、また、移動の際の方が一感染リスクを恐れている人もまだまだ少なくないといったことなどが理由であるのかもしれない。

#### 3. 新型コロナに対する対応措置の継続

上記の通り、現時点では新型コロナウィルスによる日常生活への影響は徐々に小さくなっている。ただ、中国において新型コロナウィルスはまだ完全には終息していないため、移動等の制限措置は以前より緩和されているが、人々の警戒心は依然として強い。公共の場に入る際には、マスク着用、体温計測、専用アプリによる移動・滞在記録の提示等が引き続き義務付けられており、異常な状況が発生すれば政府機関は迅速に対応する。莫高窟へ行く機内で

友人が喉が乾燥したために少し咳をしたところ、すぐに CA が来て、一般乗客の座席から距離を取って設けてあった機内の最後尾の座席にその友人を座らせた。飛行機が目的地に到着するとすぐに、マスクと防護服で全身を覆ったスタッフが機内に入ってきて、友人の体温を計測し、友人に対し過去の移動や滞在情報、個人及び家族の情報等について詳しく聞き取りを行い、記録をした。その後は検査・聞き取り等はなかったが、スタッフが機内に入ってきて友人の検査を始めたときは非常に緊張した。

#### 4. 最後に

今年は春節から新型コロナウイルスの影響により人々の生活には大きな不便が生じ、中には生活が危機にさらされた人もおり、経済にも大きな損失が出た。ただ、このような不安定な生活を経験したからこそ、以前は何とも思わなかった普通の生活がどれだけ貴重だったのか、更に今後は自分の生活及び周りの人をもっと大切にしようと感じた人も決して少なくはないだろう。また、経済においても同様に、ここ数か月の営業制限の反動として、各業界は活気に満ちており、消費者も消費意欲に溢れていると感じる。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。